

- 1 料金制度の課題及び論点について
- 2 下水道の用途別使用料制度のあり方について

1 料金制度の課題及び論点について

(1) 下水道使用料決定方法の基本原則

下水道法では、使用料の徴収根拠や使用料を定めるにあたっての基本原則が示されています。

【使用料の基本原則】

下水道法第20条第1項

- 公共下水道管理者は、条例で定めるところにより、公共下水道を使用する者から使用料を徴収することができる。

下水道法第20条第2項

- 使用料は、次の原則によって定めなければならない。
 1. 下水の量及び水質その他使用者の使用の態様に応じて妥当なものであること。
 2. 能率的な管理の下における適正な原価をこえないものであること。
 3. 定率又は定額をもつて明確に定められていること。
 4. 特定の使用者に対し不当な差別的取扱をするものでないこと。



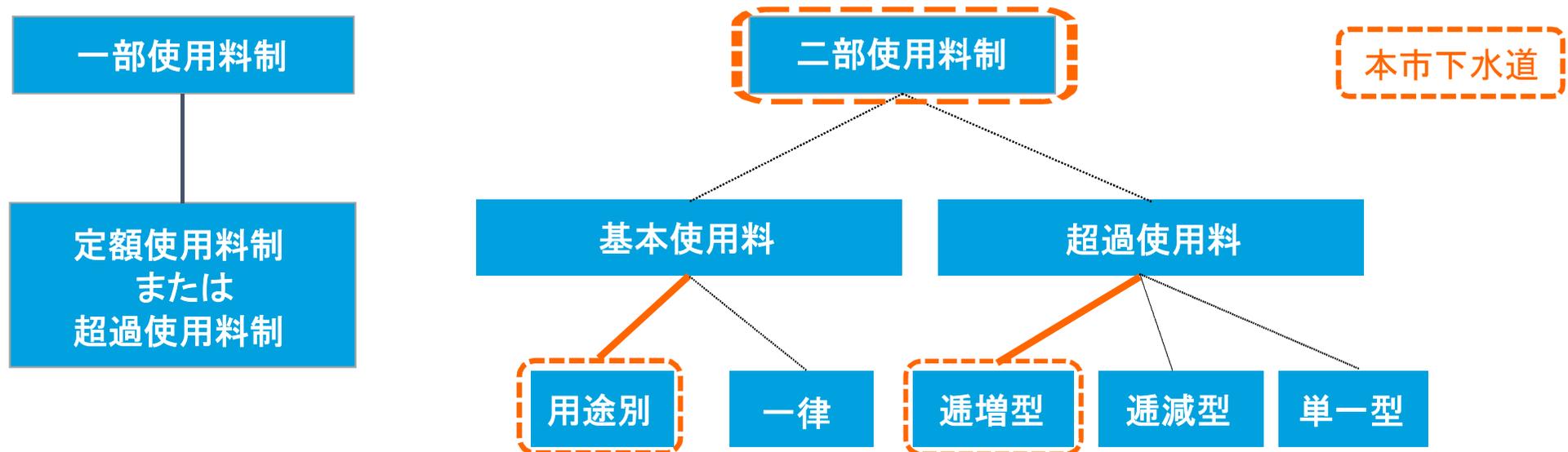
- 下水道法に示された基本原則に基づき、各自治体が使用料体系を設定
- 基本原則の趣旨に基づいて「下水道使用料算定の基本的考え方」（日本下水道協会）で算定方法が示されています。

1 料金制度の課題及び論点について

(2) 下水道使用料の構成

下水道使用料制度は様々なパターンがあります。

- 使用料の構成には、定額使用料制または超過使用料制のいずれかである一部使用料制、基本使用料と超過使用料から成る二部使用料制などがあります。
- 基本使用料について、水道料金は、口径別や用途別に区分される例が多いですが、下水道使用料は、水道料金とは異なり、一律の基本使用料を徴収する例がほとんどです。
- 超過使用料については、使用水量に応じて単価が変動するもの（逓増・逓減）と単一のものがあります。



【参考】用語説明

用語	説明
定額使用料制	1世帯当たり又は1人当たりの下水道使用に伴う単価を設定し、その数に応じて下水道使用料を徴収する制度
超過【従量】使用料制	1m ³ 当たりの下水道使用に伴う単価を設定し、使用水量に応じて下水道使用料を徴収する制度
基本使用料 (用途別) (一律)	使用水量の有無にかかわらず割り当てられる金額 使用用途によって基本使用料が異なる 使用用途に関係なく同じ基本使用料が適用される
超過【従量】使用料 (逓増型) (逓減型) (単一型)	使用水量に応じて割り当てられる金額 使用水量が多くなるほど単価が高くなる料金体系 使用水量が多くなるほど単価が安くなる料金体系 使用水量にかかわらず単価が同額の料金体系
汚水処理原価	下水道使用料収入の対象となった有収水量1m ³ 当たり、どれくらい汚水処理に要する費用がかかっているかを表す。
使用料単価	下水道使用料収入の対象となった有収水量1m ³ 当たり、どれくらいの使用料収入を得ているかを表す。

1 料金制度の課題及び論点について

(3) 現行の下水道使用料の詳細

本市の下水道使用料体系は、用途別使用料制を採用しています。

(2か月当たり 税抜)

用途別	基本使用料		超過使用料	
	基本(排)水量(m ³)	金額(円)	1m ³ につき	金額(円)
家事用	20	2,600	21~30	130
			31~40	150
			41~60	190
			61~100	240
			101以上	320
その他汚水用	40	7,600	41~60	230
			61~100	270
			101~400	310
			401~1,000	360
			1,001以上	420
公衆浴場用	200	24,000	201以上	120

用途別区分

1 料金制度の課題及び論点について

(4) 下水道使用料の区画比較表 (1か月当たり 税抜)

京都府下15市で、下水道使用料で用途別区分を採用しているのは亀岡市のみです。

(単位：円)

用途別	京都市	福知山市	舞鶴市	綾部市	宇治市	宮津市	亀岡市		城陽市	向日市	長岡京市	八幡市	京田辺市	京丹後市	南丹市	木津川市
	区分なし	区分なし	区分なし	区分なし	区分なし	区分なし	家事用	その他汚水	区分なし							
基本使用料	650	1040	796	1000	1342	1286	1300	3800	1200	960	640	700	619	781	1000	1100
5m ³	基本水量	基本水量	基本水量	40	基本水量	基本水量	基本水量	基本水量	基本水量	基本水量	基本水量	基本水量	22	基本水量	100	基本水量
8m ³	10	40	66	40	基本水量	基本水量	基本水量	基本水量	基本水量	基本水量	70	100	96	161	120	120
10m ³	113	105	166	110	146	157	130	130	140	110	95	140	106	140	130	140
15m ³	116	140	166	170	170	184	150	190	155	120	110	142	106	140	130	140
20m ³	116	140	166	170	170	184	190	230	160	120	110	142	106	140	130	140
30m ³	162	175	166	200	195	200	240	270	170	140	150	143	120	167	200	150
40m ³	162	175	166	200	195	200	240	270	170	140	150	143	120	167	200	150
50m ³	162	175	166	200	219	229	240	270	180	140	150	143	120	167	200	150
100m ³	183	195	177	260	244	257	320	310	200	160	160	146	134	179	220	150
200m ³	201	195	177	260	244	257	320	360	200	180	170	146	134	179	220	150
250m ³	201	195	177	260	244	257	320	360	200	180	170	146	134	179	220	150
500m ³	213	195	177	260	268	285	320	420	200	220	180	146	149	179	220	150
1000m ³	213	195	177	280	268	285	320	420	200	220	180	146	149	179	220	150
1500m ³	213	195	177	280	268	285	320	420	200	220	180	146	149	179	220	150
2500m ³	218	188	188	280	292	313	320	420	180	300	195	158	158	179	220	150
5000m ³	218	188	188	280	292	313	320	420	180	300	195	158	158	179	220	150
10000m ³	218	188	188	280	292	313	320	420	180	300	200	158	158	179	220	150

※令和3年8月時点

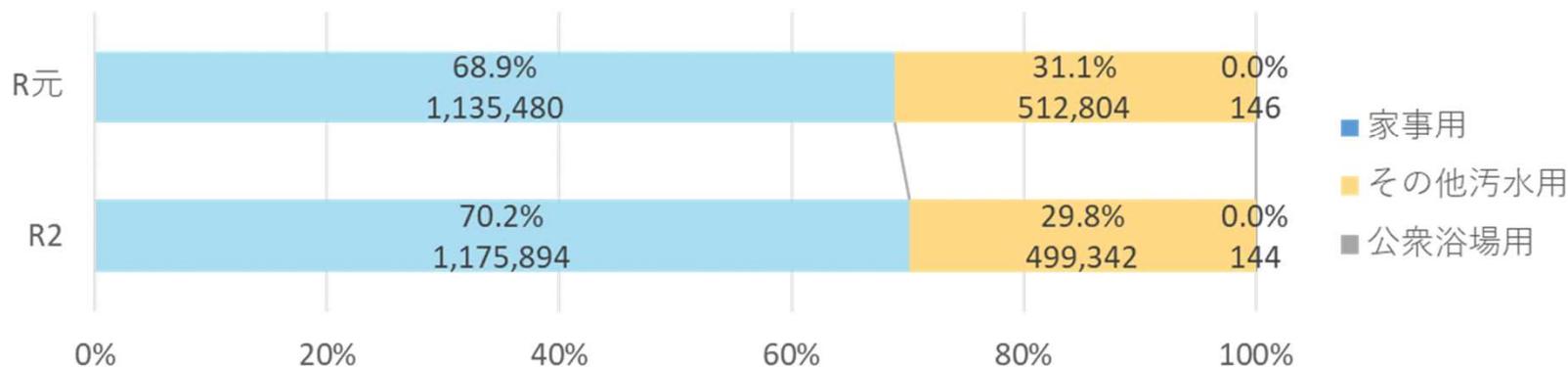
1 料金制度の課題及び論点について

(5-1) 家事用・その他汚水用・公衆浴場用の収入額と割合

R2年度は、家事用の割合が増加しています。

収入額 (税抜)

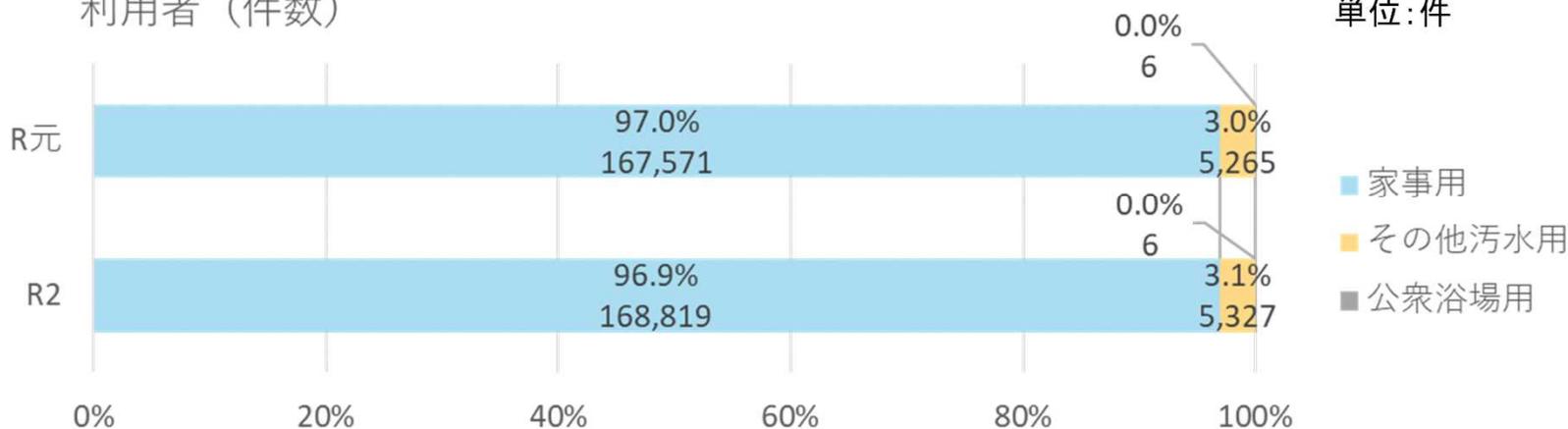
単位:千円



(5-2) 家事用・その他汚水用・公衆浴場用の利用者と割合

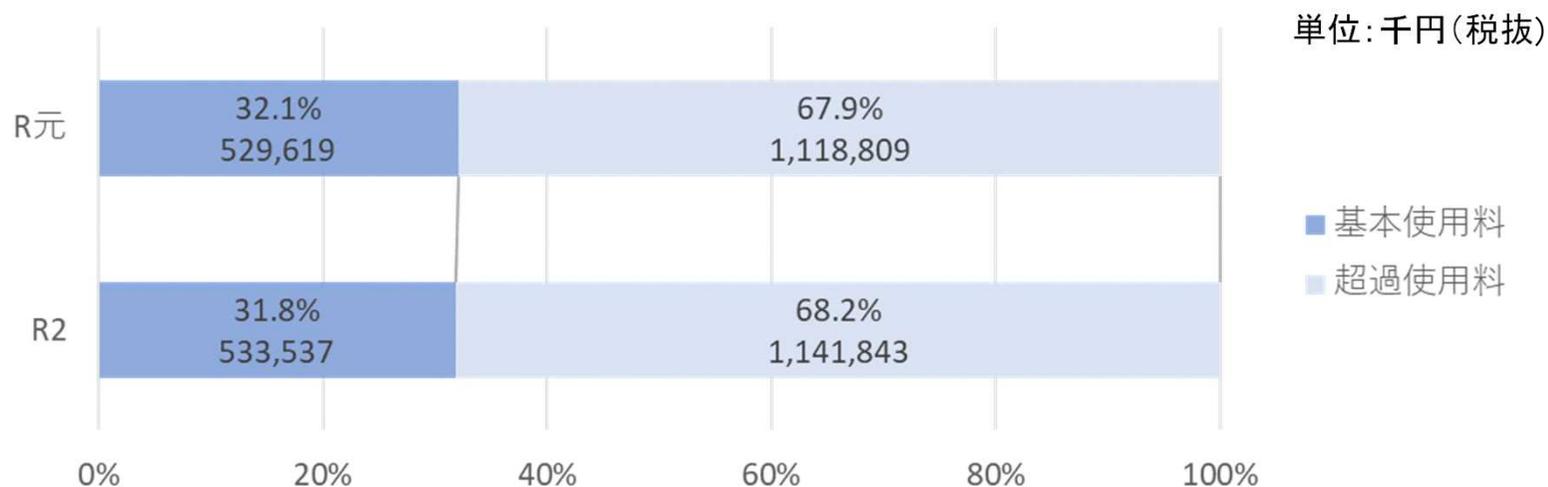
利用者 (件数)

単位:件

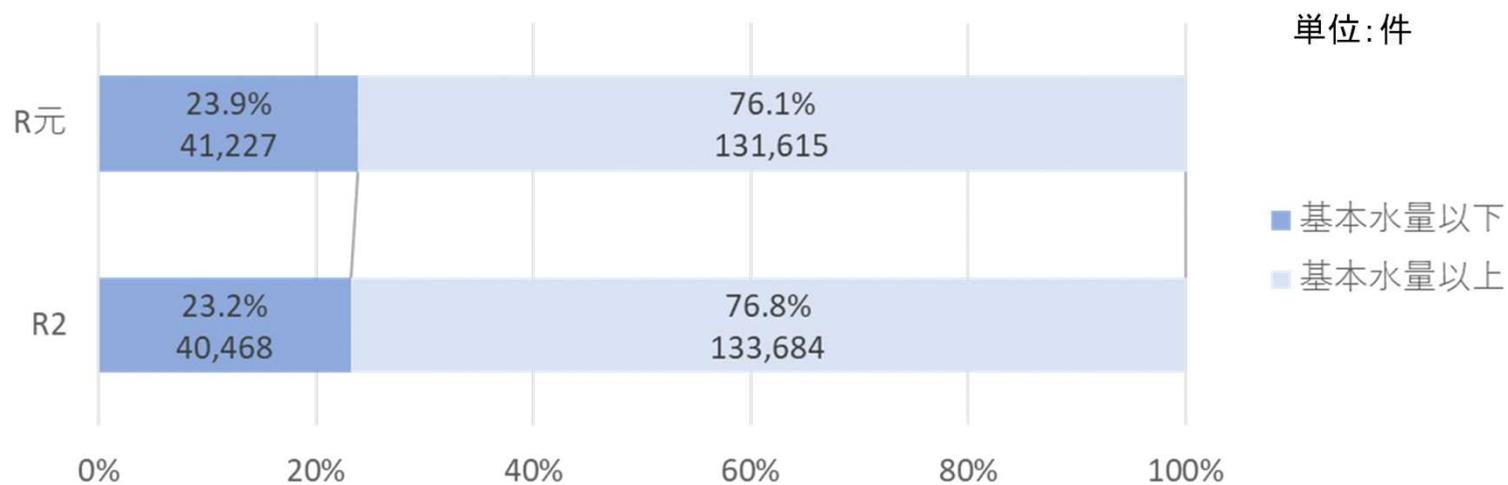


1 料金制度の課題及び論点について

(6-1) 基本使用料・超過使用料の収入額と割合

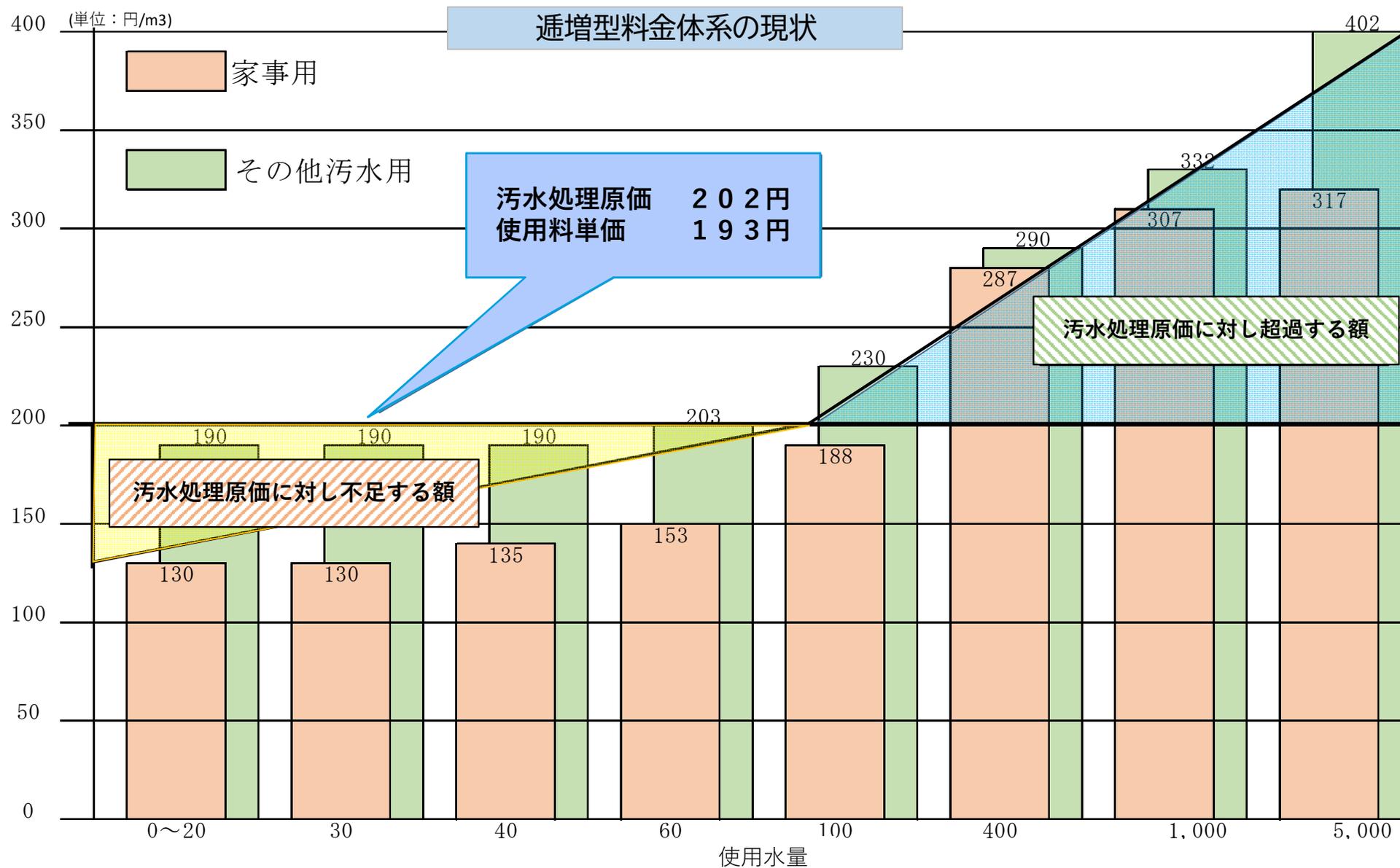


(6-2) 基本水量以下の利用者と割合



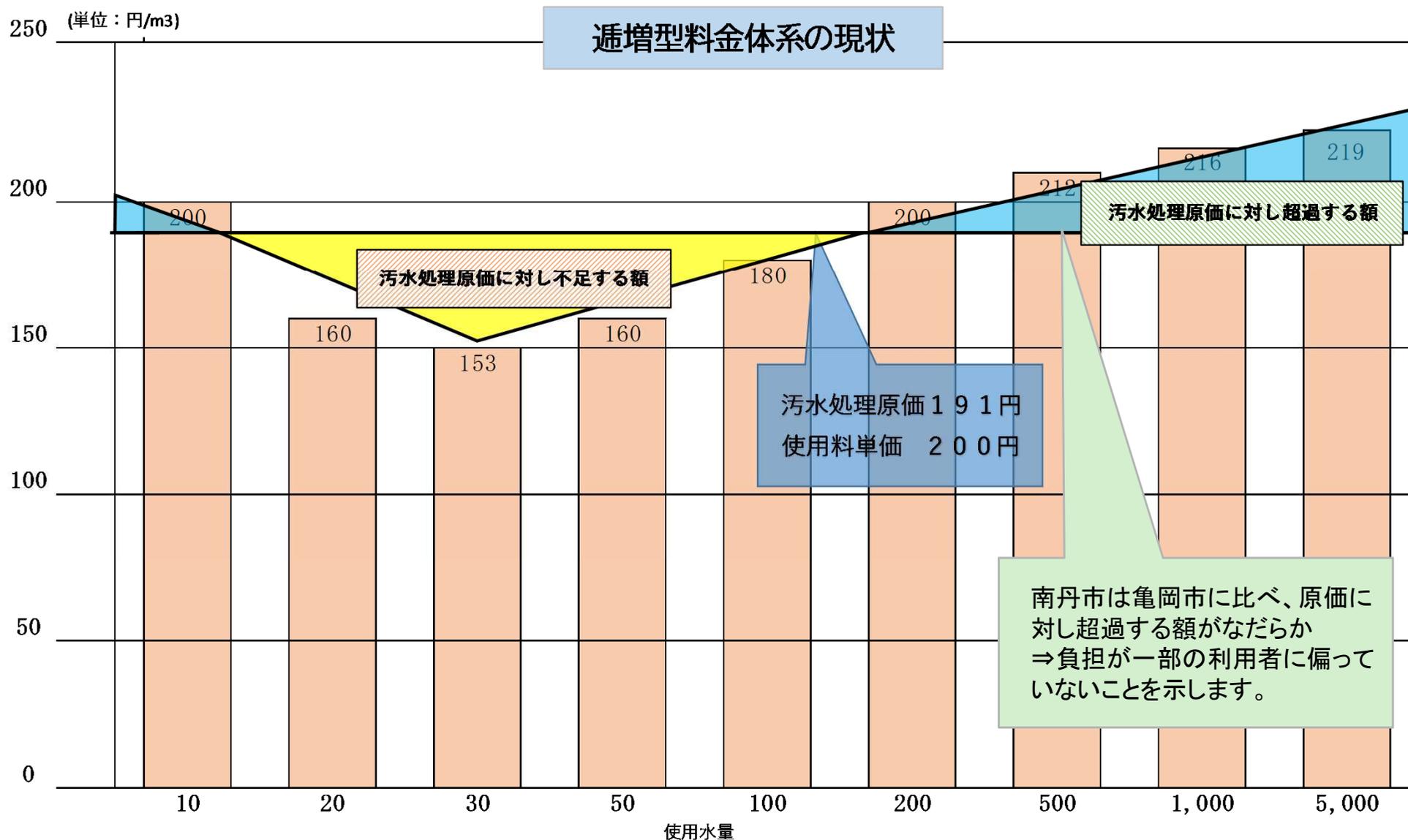
1 料金制度の課題及び論点について

(7-1) 現行の逡増型料金体系の現状 (亀岡市)



1 料金制度の課題及び論点について

(7-2) 現行の逦増型料金体系の現状 (参考：南丹市)



1 料金制度の課題及び論点について

(8) 課題事項と論点の整理

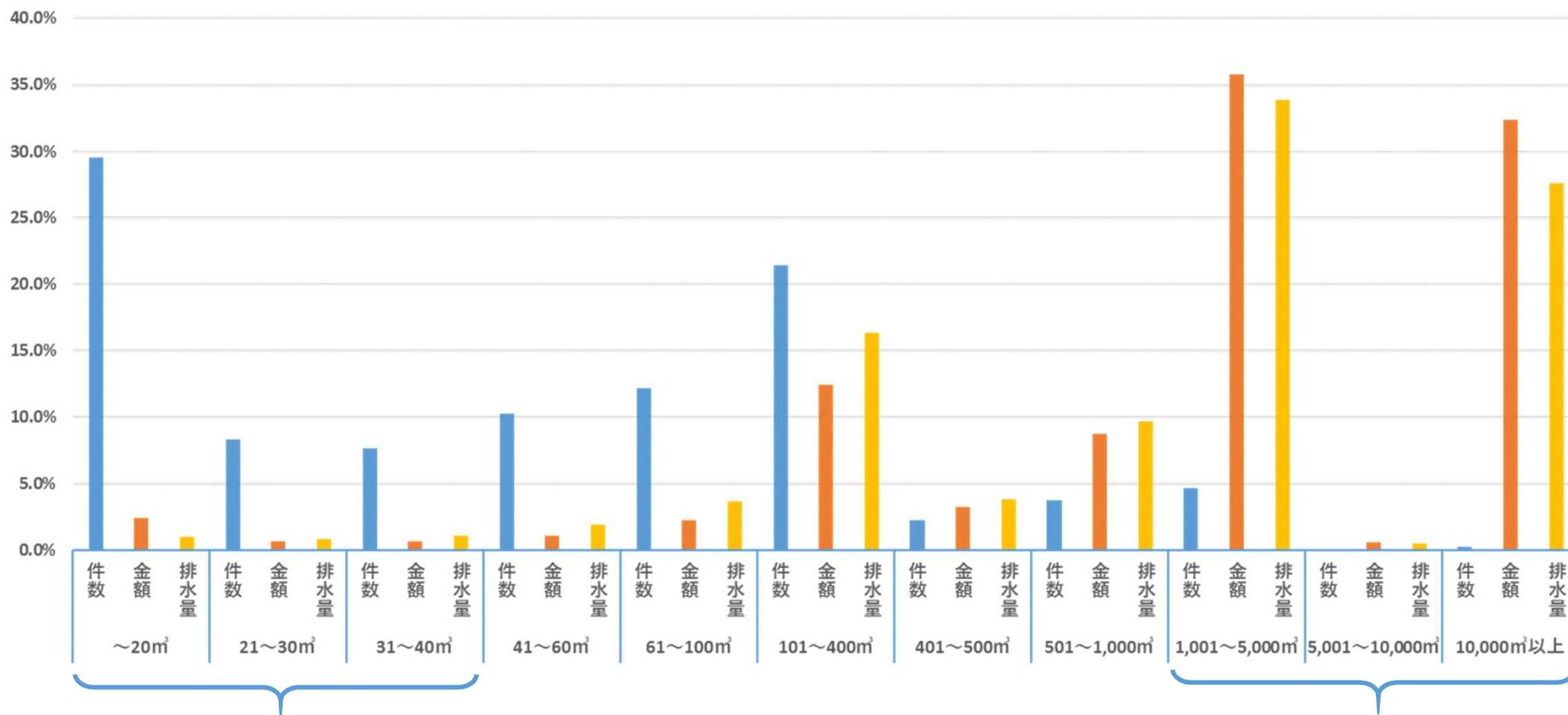
課題事項	論点
①使用料体系(用途別区分の存続・廃止) 今回審議	ア 現行のとおり用途別使用料体系とする。 イ 用途別使用料体系を廃止する。 ウ その他
②基本水量 今後審議	ア 現行のとおり基本水量を設定する。 (ア)現行の水準とする。 (イ)縮小する。 イ 基本水量を廃止する。
③基本使用料 今後審議	ア 現行のとおりとする。 イ 基本使用料を上げる。 ウ 基本使用料を下げる。
④逓増型超過使用料制 今後審議	ア 現行のとおり逓増型とする。 イ 逓増・逓減併用型とする。 ウ 逓増度を小さく(大きく)する。 エ 単一型とする。

2 下水道の用途別使用料制度のあり方について

(1) その他汚水用の使用水量別の割合

その他汚水用の下水道使用料(金額)では、約7割が少数の大規模事業者によるものです。

下水道使用料(その他汚水用)R2調定データまとめ

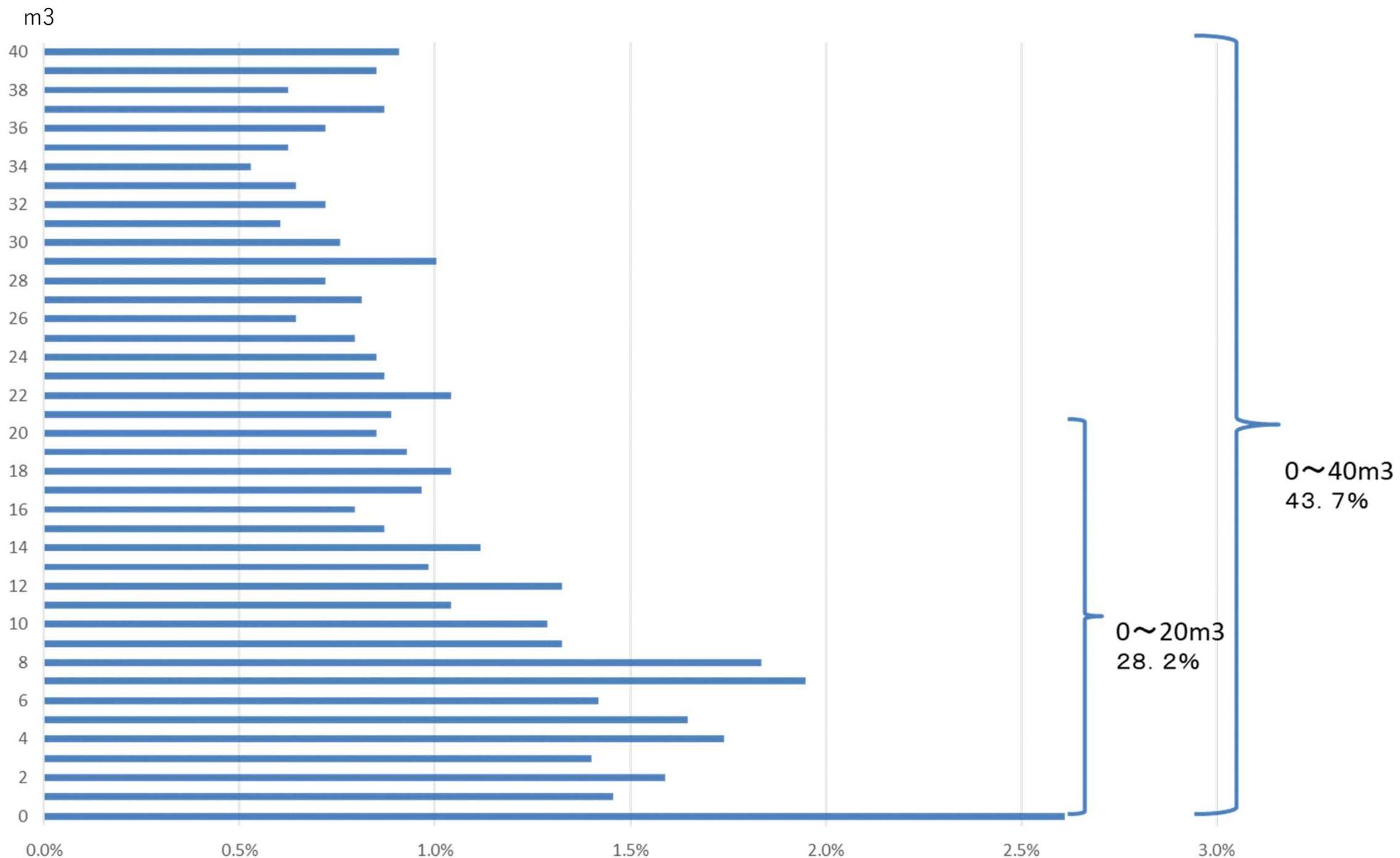


基本水量部分 (12ページ参照)

その他汚水用全体に対する割合
 件数： 4.8%
 金額： 68.7%
 排水量： 61.8%

※水量区分：2か月あたり

2 下水道の用途別使用料制度のあり方について (2) その他汚水用の基本水量以下の利用者の割合 (件数)

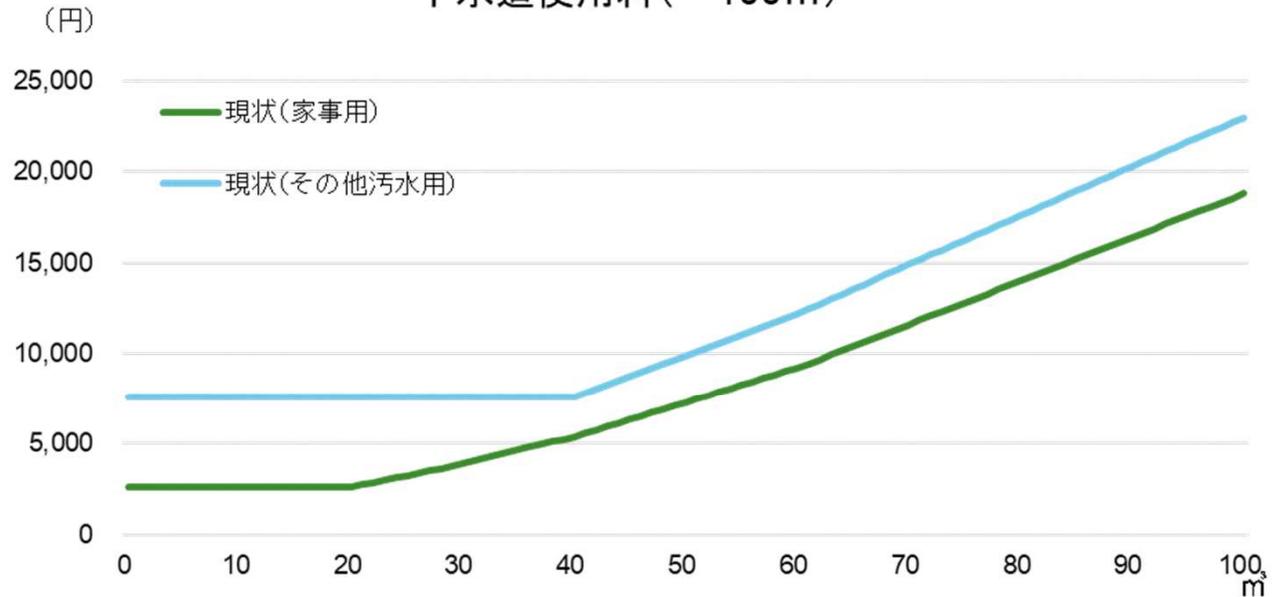


2 下水道の用途別使用料制度のあり方について

(3) 現行制度の使用料体系

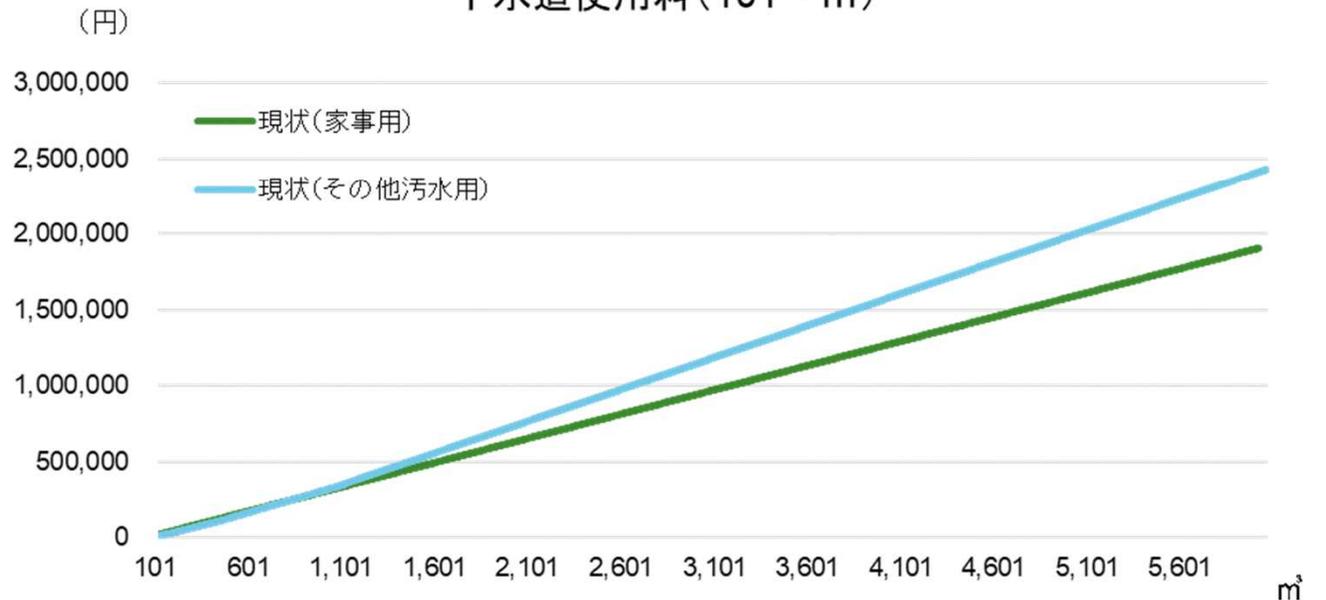
用途別	料率	基本(排)水量	基本使用料	超過使用料1m3につき	
		m3	円	m3	円
家事用	20	20	2,600	21~ 30	130
				31~ 40	150
				41~ 60	190
				61~ 100	240
				101以上	320
その他汚水用	40	40	7,600	41~ 60	230
				61~ 100	270
				101~ 400	310
				401~1,000	360
				1,001以上	420

下水道使用料(～100m³)



○青線(その他汚水用)を緑線(家事用)に統一すると、約9千万円の減収

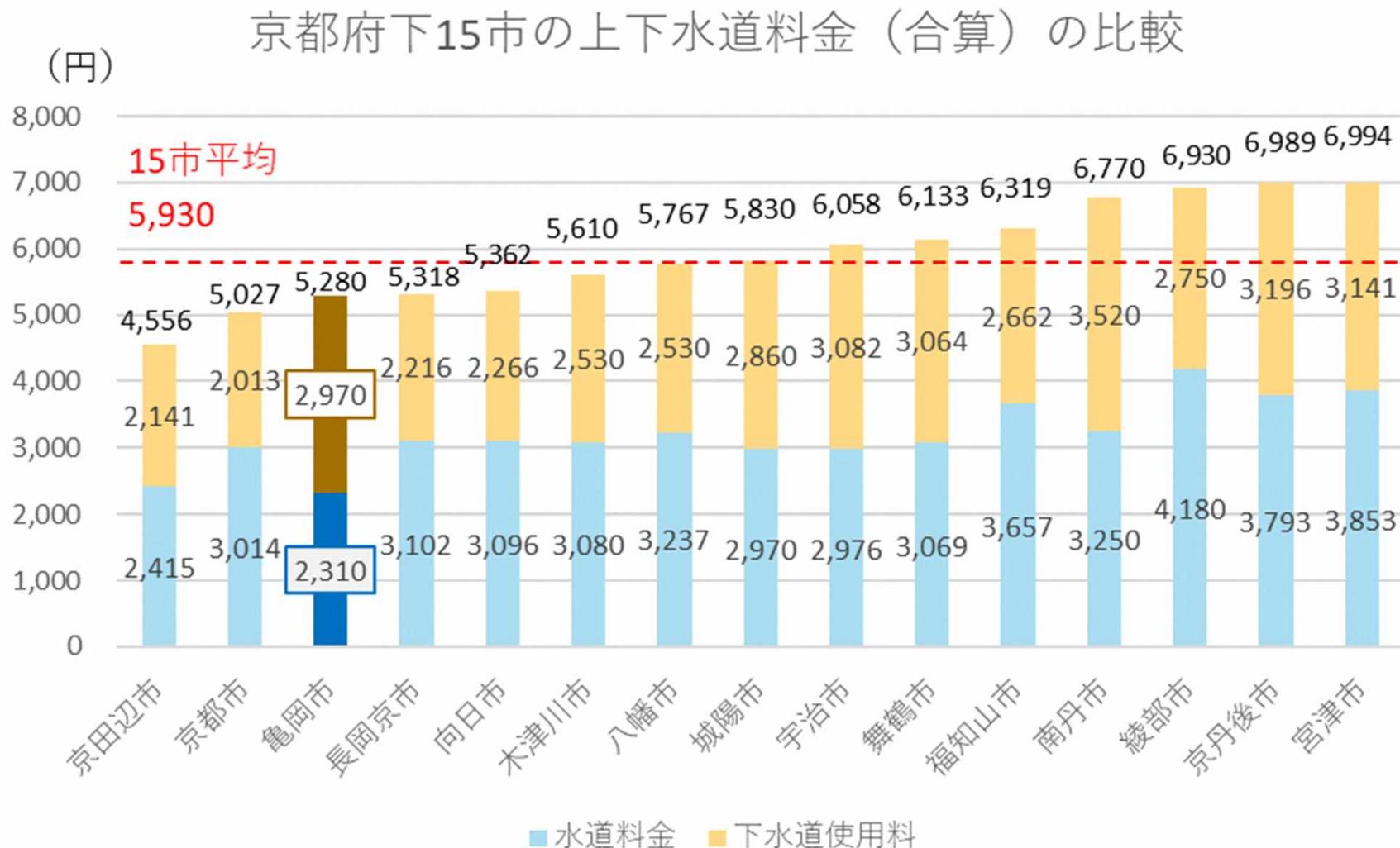
下水道使用料(101～m³)



2 下水道の用途別使用料制度のあり方について

(4) 水道料金・下水道使用料合算（1か月20m³ 口径20mm 一般家庭用）

水道料金・下水道使用料を合算すると、一般家庭では、亀岡市は京都府下15市のうち、3番目に安い水準となっています。



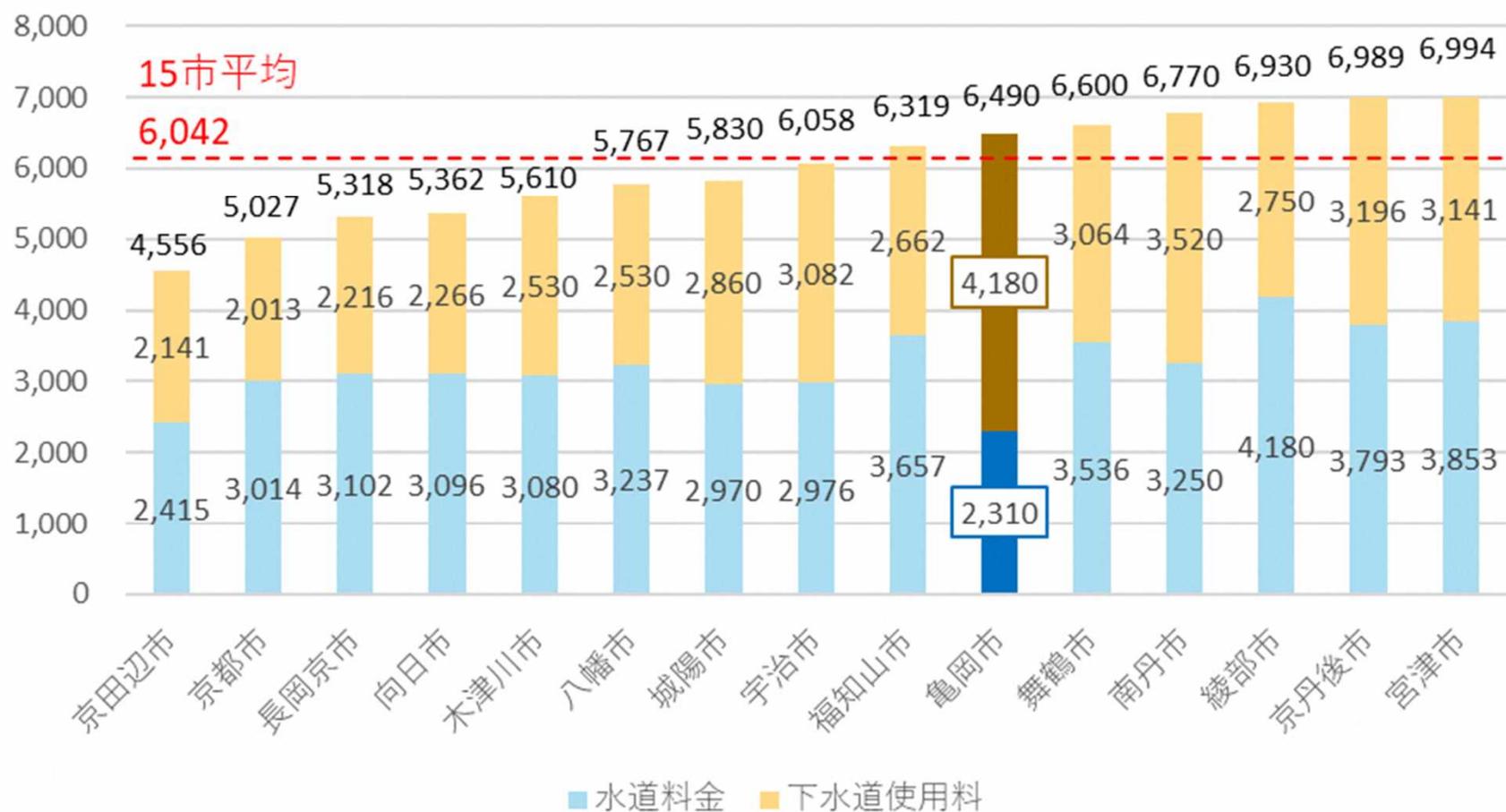
※令和3年8月現在、税込価格

2 下水道の用途別使用料制度のあり方について

(5) 水道料金・下水道使用料合算（1か月20m³ 口径20mm 小口事業所）

水道料金・下水道使用料を合算すると、小口事業所では、亀岡市は京都府下15市のうち、6番目に高い水準となっています。

(円) 京都府下15市の上下水道料金（合算）の比較

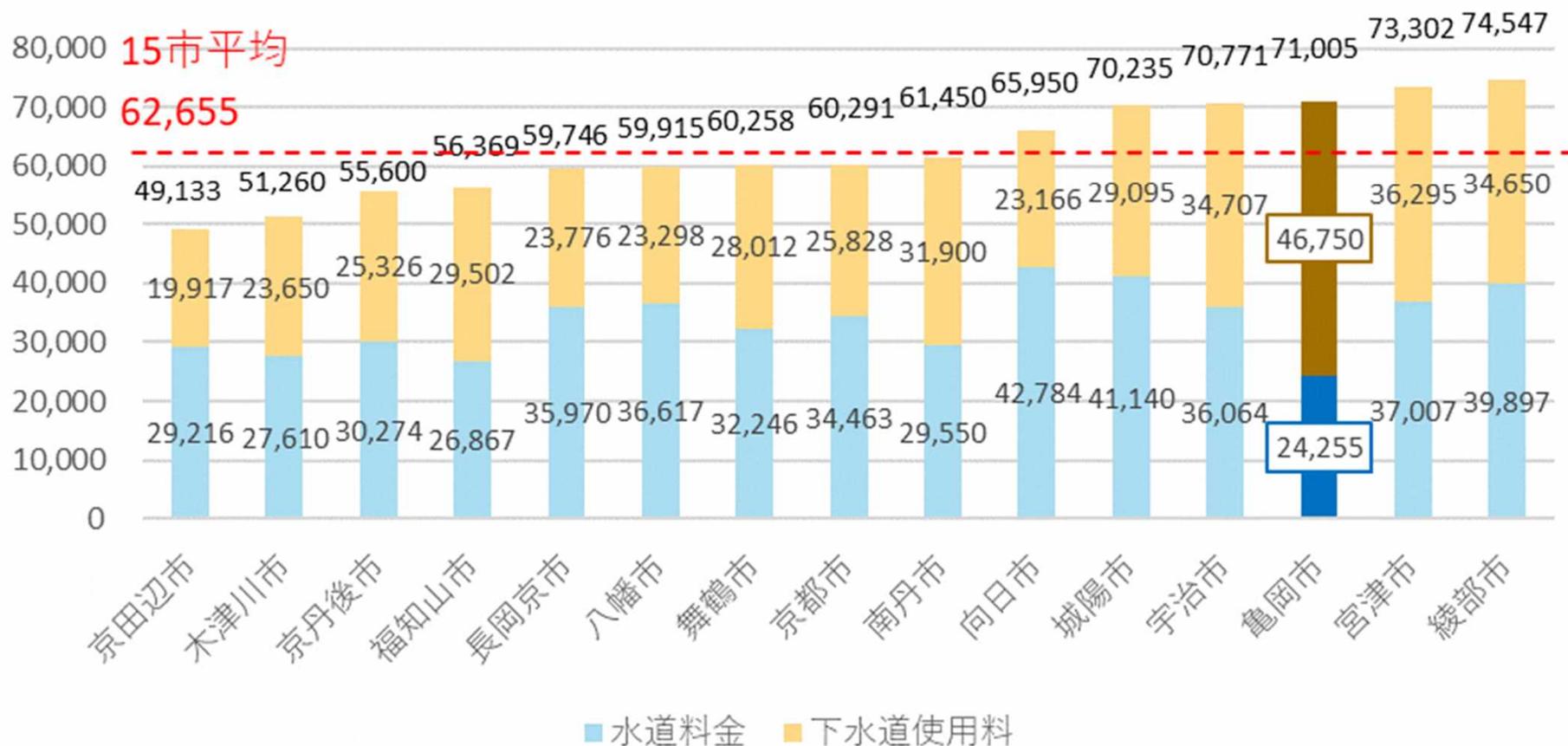


※令和3年8月現在、税込価格

2 下水道の用途別使用料制度のあり方について (6) 水道料金・下水道使用料合算 (1か月150m³ 口径25mm 小規模事業所)

水道料金・下水道使用料を合算すると、小規模事業所（飲食店・中規模スーパー・学校など）では、亀岡市は京都府下15市のうち、3番目に高い水準となっています。

(円) 京都府下15市の上下水道料金（合算）の比較



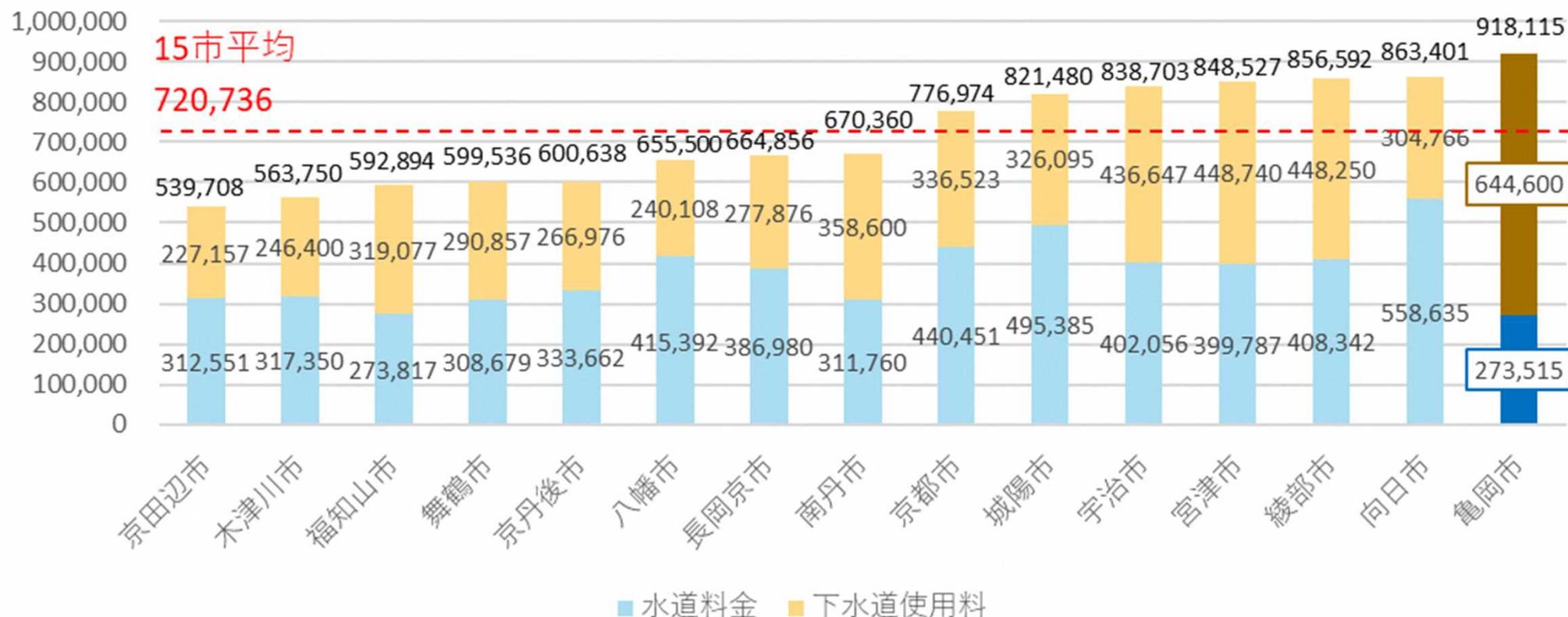
※令和3年8月現在、税込価格

2 下水道の用途別使用料制度のあり方について

(7) 水道料金・下水道使用料合算（1か月1,500m³ 口径40mm 中規模事業所）

水道料金・下水道使用料を合算すると、中規模事業所（大型スーパー・病院・工場など）では、亀岡市は京都府下15市のうち、もっとも高い水準となっています。

(円) 京都府下15市の上下水道料金（合算）の比較



※令和3年8月現在、税込価格

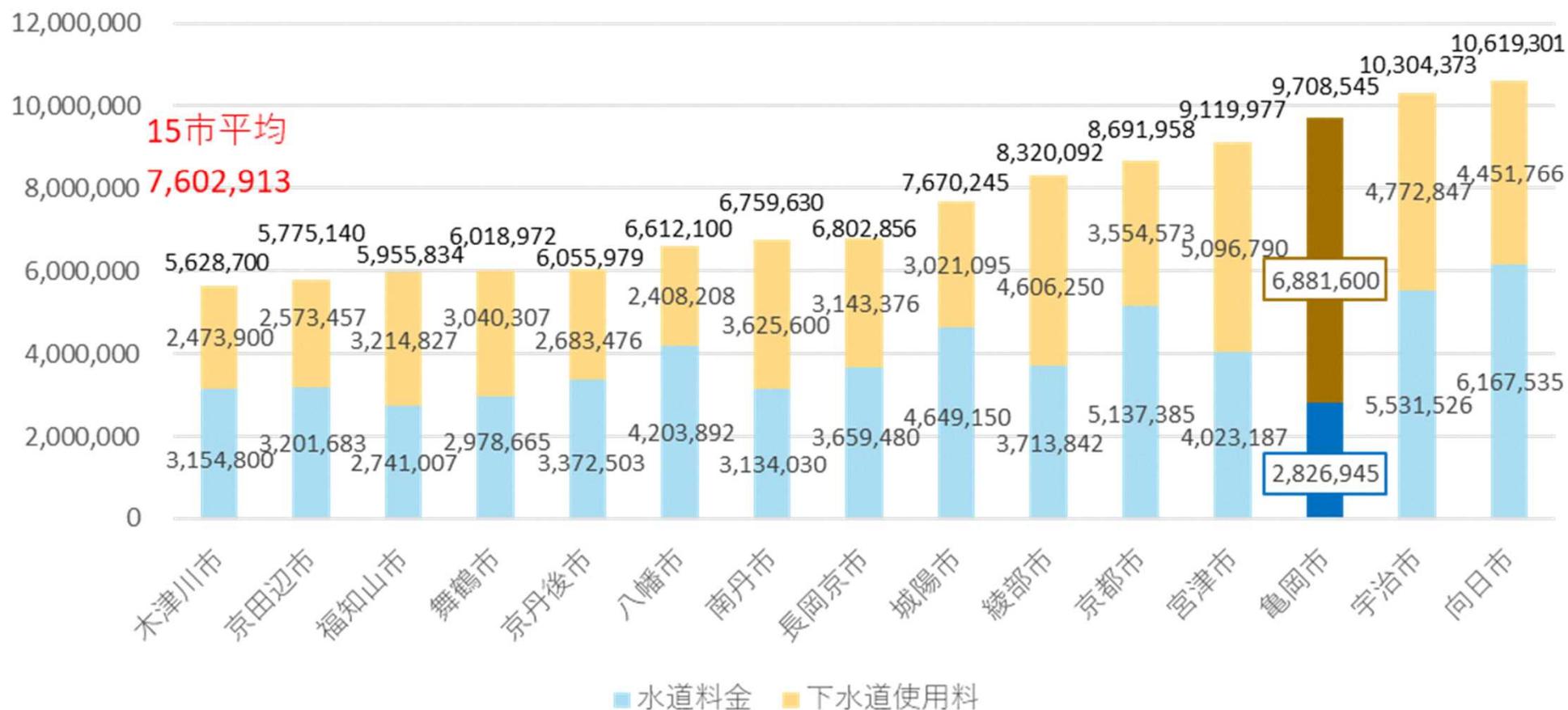
2 下水道の用途別使用料制度のあり方について

(8) 水道料金・下水道使用料合算（1か月15,000m³ 口径100mm 大規模事業所）

水道料金・下水道使用料を合算すると、大規模事業所（大規模工場など）では、亀岡市は京都府下15市のうち、3番目に高い水準となっています。

(円)

京都府下15市の上下水道料金（合算）の比較

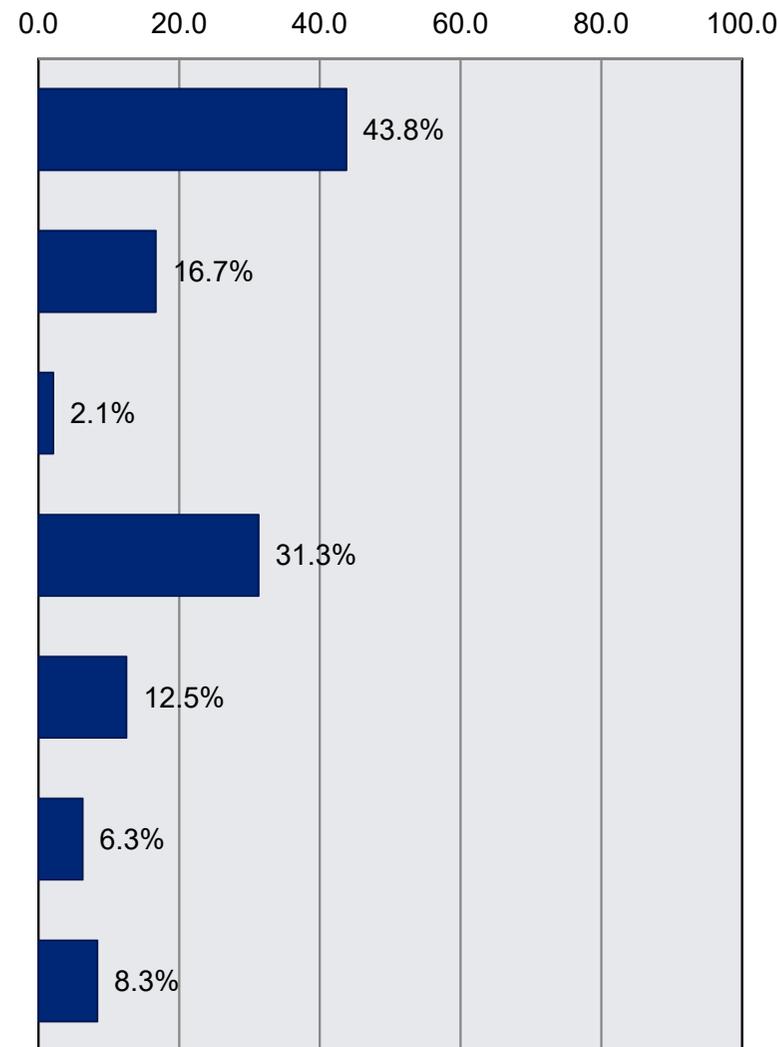


※令和3年8月現在、税込価格

2 下水道の用途別使用料制度のあり方について (9) 事業所 アンケート (令和元年度)

問：現行の上下水道料金について、あなたの事業所ではどのようにお考えですか (複数回答)

回答番号	回答項目	集計	% (選択者)
1	いまのままでよい	21	43.8
2	基本水量を増やしてほしい	8	16.7
3	基本水量を減らしてほしい	1	2.1
4	従量料金(超過料金)の段階区分の単価の格差をできるだけ少なくしてほしい	15	31.3
5	下水道使用料の用途別(家事用・公衆浴場用・その他汚水用)をなくしてほしい	6	12.5
6	その他	3	6.3
7	不明・無回答	4	8.3



2 下水道の用途別使用料制度のあり方について

(10) 用途別区分の撤廃の理由

① なぜ今？

亀岡市の下水道は、普及率が95%となり、新設・拡張期が終わりました。
今後は改築・更新・維持管理の時代になり、事業者と一般家庭の負担の公平性について改めて見直す時期になったためです。

③ ほかの市の状況は？

5ページのとおり、京都府下15市で、下水道使用料で用途別区分を採用しているのは亀岡市のみとなっています。全国的にも徐々に用途別区分を撤廃する自治体が増えてきました（例えば、横浜市の水道料金では、令和3年7月から用途別区分が撤廃されています）。

⑤ 市民意見等は？

令和元年度実施の市民アンケートでは、用途別区分をなくしてほしいとの意見がありました。
市議会では、小口利用者の負担が軽減される制度見直しが必要ではないかとの質問がありました。
窓口では、小口利用者から、少量の使用でも負担が大きいと用途別区分廃止の要望がありました。

② どんな根拠？

用途別の使用料体系は、各事業者の負担能力の差（事業者であれば、使用料が高くても負担できる能力があるという考え方）が根拠にあるため、使用料単価の設定基準が不明確であり、原価計算に基づいた使用料設定に変更していく必要があります。

④ 事業者の負担は重い？

現状の使用料体系では、事業者の負担が相対的に大きくなっています。
特に、12ページのとおり、基本水量40m³以下の小口事業者は、事業者全体の約44%を占めていますが、現状の基本使用料は7,600円/2か月であり、負担が大きいと考えられます。

⑥ 制度や事務改善は？

企業形態が多様化する中、建物の外観から用途別区分を判断することが困難な場合があります。
用途別区分が多いと、料金システムの管理上の負担が大きくなります。
統合前の地域下水道の料金体系では家事用しかなく、公共下水道との公平性が保たれていません。

2 下水道の用途別使用料制度のあり方について

(11) 用途別区分をどのように見直すのか？

⑦ どのようになる？

これまでの用途別の使用料体系から、使用水量に応じた使用料体系へと変更するのが望ましいと考えます。家事用でも、使用水量の多い方は値上がりの可能性があります。その他汚水用の使用水量の少ない方は、値下がりの可能性があります。旧地域下水道も統合して3年目となり、公共下水道と同じ扱いにするべきであると考えます。

⑧ 逡増率はどうなる？

現在、市内で大量に排出している事業者が2社あり、この2社で使用料収入の1割以上を賄っています。依存しすぎると事業者の業績によって経営が変動するリスクがあります。リスクを回避するため、ある一定以上の使用水量については使用料の逡増度を小さくすることにより依存度が軽減する考えます。

⑨ いつ見直しを行うのか？

基本使用料・基本水量などの検討とともに、原価計算に基づいた使用料設定の見直し時に改定することを考えています。

【今回、暫定的に対応するとした場合】

基本水量以下のその他汚水用の使用者の割合が4割以上となっているため、将来の改定に向けて、その他汚水用の基本使用料を少し減額してはどうかと考えています。また、ある一定以上の使用水量については逡増度を抑えることにより、大口事業者への依存度を少し軽減することも考えています。

2 下水道の用途別使用料制度のあり方について

(12) 用途別区分の撤廃を今すぐに行わない理由

以下の理由から、用途別区分の撤廃は今すぐには行いません。

⑩ 用途別区分を今すぐに撤廃すると？

4ページのとおり、家事用の使用料体系はその他汚水用と比較して安価となっています。そのため、用途別区分を今すぐに撤廃し、事業者に対し家事用の使用料体系をそのまま適用すると、その他汚水用の使用料体系と家事用の使用料体系の差額分だけ使用料収入が減収することになります。

⑪ 使用料収入が減収すると？

使用料収入が減収する一方、支出については減収に見合う削減が困難であるため、地方公営企業の基本原則である「独立採算制（経営にかかる経費は、その経営に伴う収入をもって充てる。）」を保つことができなくなります。

したがって、21ページの⑨のとおり、基本使用料・基本水量などの検討とともに、原価計算に基づいた使用料設定の見直し時に改定することを考えています。

3 水道加入金・下水道受益者負担金制度のあり方について

次回審議

現状

区分	名称	金額		対象
水道	①面積加入金	500円/m ²		給水装置の新設時
	②口径加入金	メ-タ-口径		給水装置の新設 又は増径時
		13mm	40,000円	
		20mm	80,000円	
		25mm	140,000円	
		40mm	600,000円	
		50mm	1,000,000円	
		75mm	2,000,000円	
		100mm	4,000,000円	
	150mm以上	別に管理者が定める		
	③配水施設等 設置負担金	工事費の5%		配水施設設置時 // 施工申請時
下水道	④受益者負担金	負担区		下水道施設設置時 // 施工申請時
		第1	440円	
		第2	880円	